

現 行

表3-4-1 県の災害対策本部事務局の組織及び分掌事務

職名	充 当 職	職 務
局長	危機管理監	本部長の命を受け、事務局の所掌事務を統括する。
次長	危機対策課長 消防課長	事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代理する。
職員	1 危機対策課職員及び消防課職員並びに応援職員として指名された職員 2 各部の本部連絡員に指名された職員	上司の命を受け、事務局の事務を処理する。 事務局と所属部との連絡調整事務を処理する。

表3-4-2 県の災害対策本部事務局の各係の分掌事務

班 名	分 掌 事 務
総括班 総括グループ	1 局務の総合調整に関すること。 2 被害状況の集計・報告に関すること。 3 各部への連絡に関すること。 4 災害対策本部会議の運営に関すること。 5 災害派遣の要請に関すること。 6 その他災害対策に関すること。
情報班 収集グループ	1 気象等に関する警報・注意報並びに予報及び気象情報等の受取伝達に関すること。 2 支部に関する情報の連絡、指示の伝達及び支部からの情報受取に関すること。 3 市町村・防災機関等に対する連絡及び市町村、防災機関等からの情報の収集に関すること。 4 その他情報の取りまとめに関すること。 5 情報の整理・記録に関すること。
記録グループ	1 事務局の庶務に関すること。 2 視察、調査・陳情等の整理に関すること。
庶務グループ	1 災害応急対策の調整に関すること。 2 自衛隊派遣の調整に関すること。

修 正 案

表3-4-1-1 県の災害対策本部事務局の組織及び分掌事務

職名	充 当 職	職 務
局長	危機管理監	本部長の命を受け、事務局の所掌事務を統括する。
次長	危機対策課長 消防課長 危機対策企画専門監	事務局長を補佐し、事務局長が不在のときは、その職務を代理する。
職員	1 危機対策課職員、消防課職員及び原子力安全対策課職員並びに応援職員として指名された職員 2 各部の本部連絡員に指名された職員	〔構成〕 原子力チーム 総合対策・通信機器グループ — 総合対策グループ — 通信機器グループ 情報収集・広報グループ — 情報収集グループ — 広報グループ 庶務グループ 緊急消防援助隊調整グループ ヘリコプター運用調整グループ
初動要員	事前に指定された職員	発災初期における事務局体制整備等の事務を処理する。

(削除)

- ・記載の簡素化
- ・災害対策本部要綱等にて記載
- ・記載の適正化
- ・記載の適正化
- ・原子力チームの追加
- ・記載の適正化
- ・災害対策本部事務局の組織及び運営に関する要領反映

備 考

現 行

修 正 案

備 考

所 掌 事 務	
1	国の原子力防災専門官及び国から派遣された専門家との連絡調整に関すること。
2	国の現地事故対策連絡会議及び原子力災害現地対策本部との連絡調整に関すること。
3	原子力災害合同対策協議会における応急対策の協議に関すること。
4	広報対策に関すること。
5	（緊急時）モニタリングに関すること。
6	放射能影響評価解析に関すること。
7	緊急時医療措置に関すること。
8	本部長の指示等の関係市町等への伝達に関すること。
9	災害情報の収集及び伝達に関すること。
10	関係市町及び現地防災関係機関との連絡調整に関すること。
11	飲食物の採取制限等に関すること。
12	生活必需品の供給に関すること。
13	その他本部長が指示する事項に関すること。

表 3-4-1-2 現地本部の所掌事務	
1	国の原子力防災専門官及び国から派遣された専門家との連絡調整に関すること。
2	国の現地事故対策連絡会議及び原子力災害現地対策本部との連絡調整に関すること。
3	原子力災害合同対策協議会における応急対策の協議に関すること。
4	広報対策に関すること。
5	緊急時モニタリングに関すること。
6	放射能影響評価解析に関すること。
7	被ばく医療措置に関すること。
8	本部長の指示等の関係市町等への伝達に関すること。
9	災害情報の収集及び伝達に関すること。
10	関係市町及び現地防災関係機関との連絡調整に関すること。
11	飲食物の採取制限等に関すること。
12	生活必需品の供給に関すること。
13	その他本部長が指示する事項に関すること。

・表題の追加

- ・現地本部段階では緊急時モニタリング体制となるため括弧を削除
- ・記載の適正化

表 3-4-3 県の現地本部事務局及び各班の分掌事務

名 称	分 掌 事 務
現 地 本 部 事 務 局	<ol style="list-style-type: none"> 1 県災害対策本部との連絡調整に関すること。 2 防災専門官及び国から派遣された専門家との連絡調整に関すること。 3 国の現地事故対策連絡会議及び原子力災害現地対策本部との連絡調整に関すること。 4 原子力災害合同対策協議会運営への協力及び同会議における応急対策の協議に関すること。 5 広報対策に関すること。 6 本部長の指示等の関係市町等への伝達に関すること。 7 災害情報の収集及び伝達に関すること。 8 関係市町及び現地防災関係機関等との連絡調整に関すること。 9 現地本部の庶務に関すること。 10 その他現地本部長が指示する事項に関すること。

表 3-4-3 県の現地本部事務局及び各班の分掌事務

名 称	分 掌 事 務
現 地 本 部 事 務 局	<ol style="list-style-type: none"> 1 県災害対策本部との連絡調整に関すること。 2 原子力防災専門官及び国から派遣された専門家との連絡調整に関すること。 3 国の現地事故対策連絡会議及び原子力災害現地対策本部との連絡調整に関すること。 4 原子力災害合同対策協議会運営への協力及び同会議における応急対策の協議に関すること。 5 広報対策に関すること。 6 本部長の指示等の関係市町等への伝達に関すること。 7 災害情報の収集及び伝達に関すること。 8 関係市町及び現地防災関係機関等との連絡調整に関すること。 9 現地本部の庶務に関すること。 10 その他現地本部長が指示する事項に関すること。

・記載の適正化

分 掌 事 務

モニタリング班	<ol style="list-style-type: none"> 1 （緊急時）モニタリングに関すること。 2 放射能影響評価解析に関すること。 3 その他現地本部長が指示する事項に関すること。
医療班	<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急時医療措置に関すること。 2 その他現地本部長が指示する事項に関すること。
住民生活班	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活必需品の供給に関すること。 2 飲食物の採取制限に関すること。 3 その他現地本部長が指示する事項に関すること。

分 掌 事 務

モニタリング班	<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急時モニタリングに関すること。 2 放射能影響評価解析に関すること。 3 その他現地本部長が指示する事項に関すること。
医療班	<ol style="list-style-type: none"> 1 被ばく医療措置に関すること。 2 その他現地本部長が指示する事項に関すること。
住民生活班	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活必需品の供給に関すること。 2 飲食物の採取制限に関すること。 3 その他現地本部長が指示する事項に関すること。

・記載の適正化

・記載の適正化

現 行	修 正 案	備 考
<p>警察班</p> <ol style="list-style-type: none"> 住民等に対する広報及び避難等の誘導に関すること。 立入り等の制限措置及び解除に関すること。 防護対策地区及び周辺地域の警戒警備に関すること。 避難路及び応急対策車両の通行確保の交通規制等に関すること。 その他県警察本部長の特命事項に関すること。 	<p>警察班</p> <ol style="list-style-type: none"> 住民等に対する広報及び避難等の誘導に関すること。 立入り等の制限措置及び解除に関すること。 防護対策地区及び周辺地域の警戒警備に関すること。 避難路及び応急対策車両の通行確保の交通規制等に関すること。 その他警察本部長の特命事項に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 意見 No.32
<p>③ 防災関係機関の連絡員の派遣</p> <p>本部長は、現地本部を設置した場合、直ちに関係市町長、原子力事業者、陸上自衛隊東北方面総監、宮城海上保安部長、石巻地区広域行政事務組合消防長その他防災関係機関の長に対し、現地本部に駐在する連絡員の派遣を要請し、災害応急対策活動の円滑な実施を図るものとする。</p> <p>④ 現地本部の設置場所</p> <p>現地本部は、原則として対策拠点施設に設置するものとする。</p> <p>(3) 対策拠点施設の設置準備への協力</p> <p>県（現地本部）は、特定事象発生の通報を受けた場合、直ちに対策拠点施設における原子力災害合同対策協議会の開催準備等の協力を行うものとする。</p> <p>(4) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣</p> <p>県は、国が現地事故対策連絡会議を対策拠点施設において開催し、これに県の職員の派遣要請があった場合には、あらかじめ定められた職員を対策拠点施設に派遣するものとする。</p> <p>(5) 国等との情報の共有等</p> <p>県は、対策拠点施設に派遣された県の職員に対し、県が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国の現地事故対策連絡会議などにおいて国等との連絡・調整、情報の共有を行うものとする。</p>	<p>③ 防災関係機関の連絡員の派遣</p> <p>本部長は、現地本部を設置した場合、直ちに関係市町長、原子力事業者、陸上自衛隊東北方面総監、宮城海上保安部長、石巻地区広域行政事務組合消防長その他防災関係機関の長に対し、現地本部に駐在する連絡員の派遣を要請し、災害応急対策活動の円滑な実施を図るものとする。</p> <p>④ 現地本部の設置場所</p> <p>現地本部は、原則として対策拠点施設に設置するものとする。</p> <p>(3) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣</p> <p>県は、国が現地事故対策連絡会議を対策拠点施設において開催し、これに県の職員の派遣要請があった場合には、あらかじめ定められた職員を対策拠点施設等に派遣するものとする。</p> <p>(4) 国等との情報の共有等</p> <p>県は、対策拠点施設等に派遣された県の職員に対し、県が行う災害対策の状況、緊急事態応急対策の状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国の現地事故対策連絡会議などにおいて国等との連絡・調整、情報の共有を行うものとする。</p> <p>(5) 対策拠点施設等での協力</p> <p>現地本部は、原子力緊急事態宣言発出により、対策拠点施設等において組織される原子力災害合同対策協議会全体協議等に係る準備に協力するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 記載位置の移動 番号繰り上げ 記載の適正化 番号繰り上げ 記載の適正化 記載の適正化 記載位置の移動 記載の適正化 意見 No.209

現 行	修 正 案	備 考																	
<p>(6) 災害対策本部の廃止</p> <p>災害対策本部の廃止は、おおむね以下の基準によるものとする。</p> <p>① 本部長が、原子力発電所の事故が終結し、災害応急対策が完了した、又は対策の必要がなくなると認めたとき。</p> <p>② 原子力緊急事態解除宣言がなされ、本部長が廃止を認めたとき。</p> <p>2 原子力災害合同対策協議会への出席等</p> <p>本部長は、原子力緊急事態宣言が発出され、対策拠点施設において原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、現地本部長をこれに出席させ、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行うものとする。</p> <p>原子力災害合同対策協議会の構成員は表3-4-4のとおりである。</p> <p>また、県は、あらかじめ定められた職員を原子力災害合同対策協議会が開催される対策拠点施設に派遣し、初動の緊急避難における周辺区域での活動体制を確立するとともに、原子力発電所の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民等避難・屋内退避状況の把握、医療関係情報の把握等の活動に従事させるものとする。</p>	<p>(6) 災害対策本部の廃止</p> <p>災害対策本部の廃止は、おおむね以下の基準によるものとする。</p> <p>① 本部長が、原子力発電所の事故が終結し、災害応急対策が完了した、又は対策の必要がなくなると認めたとき。</p> <p>② 原子力緊急事態解除宣言がなされ、本部長が廃止を認めたとき。</p> <p>2 原子力災害合同対策協議会への出席等</p> <p>本部長は、原子力緊急事態宣言が発出され、対策拠点施設等において原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、現地本部長をこれに出席させ、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行うものとする。</p> <p>原子力災害合同対策協議会の構成員は表3-4-4のとおりである。</p> <p>また、県は、あらかじめ定められた職員を対策拠点施設等に派遣し、初動の緊急避難に係る周辺区域での活動体制を確立するとともに、原子力発電所の状況の把握、モニタリング情報の把握、住民等避難・屋内退避状況の把握、医療関係情報の把握等の活動に従事させるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化 ・記載の適正化 ・記載の適正化 ・記載の適正化 ・参照資料の追加 ・記載の適正化 ・本部職名での記載に変更 ・記載の適正化 ・サイト側対応者のため削除 ・記載の適正化 ・記載順序の入れ替え ・記載の適正化 ・複合災害に備えた体制に変更 																	
<p>表3-4-4 原子力災害合同対策協議会の構成員</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関係機関</th> <th>構成員</th> <th>補助構成員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国</td> <td> 現地対策本部長 環境省副大臣／政務官 原子力規制委員会原子力規制庁地域安全総括官 内閣官房内閣参事官（安全保障、危機管理担当） その他指定行政機関代表者 </td> <td> 合同対策協議会総括班責任者 合同対策協議会広報班責任者 合同対策協議会プラントチーム責任者 合同対策協議会放射線班責任者 合同対策協議会運営支援班責任者 原子力規制委員会原子力規制庁原子力規制事務所長 原子力防災専門官 その他現地対策本部要員 </td> </tr> <tr> <td>県</td> <td> 現地本部長 現地副本部長（総括担当） （住民生活・連絡調整担当） （広報・モニタリング担当） （医療・住民生活担当） </td> <td> 合同対策協議会総括班副責任者 （現地本部事務局長） 合同対策協議会広報班副責任者 （現地副本部長（広報・モニタリング担当）） 合同対策協議会放射線班副責任者 （現地本部モニタリング班長） 合同対策協議会医療班責任者（現地副本部長（医療・住民生活担当）） 合同対策協議会住民安全班責任者 （現地副本部長（住民生活・連絡調整担当）） </td> </tr> </tbody> </table>	関係機関	構成員	補助構成員	国	現地対策本部長 環境省副大臣／政務官 原子力規制委員会原子力規制庁地域安全総括官 内閣官房内閣参事官（安全保障、危機管理担当） その他指定行政機関代表者	合同対策協議会総括班責任者 合同対策協議会広報班責任者 合同対策協議会プラントチーム責任者 合同対策協議会放射線班責任者 合同対策協議会運営支援班責任者 原子力規制委員会原子力規制庁原子力規制事務所長 原子力防災専門官 その他現地対策本部要員	県	現地本部長 現地副本部長（総括担当） （住民生活・連絡調整担当） （広報・モニタリング担当） （医療・住民生活担当）	合同対策協議会総括班副責任者 （現地本部事務局長） 合同対策協議会広報班副責任者 （現地副本部長（広報・モニタリング担当）） 合同対策協議会放射線班副責任者 （現地本部モニタリング班長） 合同対策協議会医療班責任者（現地副本部長（医療・住民生活担当）） 合同対策協議会住民安全班責任者 （現地副本部長（住民生活・連絡調整担当））	<p>表3-4-4 原子力災害合同対策協議会（全体会議）の構成員</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関係機関</th> <th>構成員</th> <th>補助構成員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国</td> <td> 原子力災害現地対策本部長 原子力災害現地対策副本部長 内閣官房内閣参事官 その他指定行政機関代表者 他 </td> <td> 合同対策協議会総括班責任者 合同対策協議会広報班責任者 合同対策協議会プラントチーム責任者 合同対策協議会放射線班責任者 合同対策協議会運営支援班責任者 原子力防災専門官 その他現地対策本部要員 </td> </tr> <tr> <td>県</td> <td> 現地本部長 現地副本部長（広報・モニタリング担当） 現地副本部長（住民生活・連絡調整担当） 現地副本部長（医療・住民生活担当） </td> <td> 現地本部事務局長 （合同対策協議会総括班副責任者） 現地本部住民生活班長 （合同対策協議会広報班副責任者） 現地本部モニタリング班長 （合同対策協議会放射線班副責任者） 現地本部警察班長 （合同対策協議会住民安全班副責任者） 現地本部事務局次長 （合同対策協議会運営支援班副責任者） その他現地本部要員 </td> </tr> </tbody> </table>	関係機関	構成員	補助構成員	国	原子力災害現地対策本部長 原子力災害現地対策副本部長 内閣官房内閣参事官 その他指定行政機関代表者 他	合同対策協議会総括班責任者 合同対策協議会広報班責任者 合同対策協議会プラントチーム責任者 合同対策協議会放射線班責任者 合同対策協議会運営支援班責任者 原子力防災専門官 その他現地対策本部要員	県	現地本部長 現地副本部長（広報・モニタリング担当） 現地副本部長（住民生活・連絡調整担当） 現地副本部長（医療・住民生活担当）	現地本部事務局長 （合同対策協議会総括班副責任者） 現地本部住民生活班長 （合同対策協議会広報班副責任者） 現地本部モニタリング班長 （合同対策協議会放射線班副責任者） 現地本部警察班長 （合同対策協議会住民安全班副責任者） 現地本部事務局次長 （合同対策協議会運営支援班副責任者） その他現地本部要員
関係機関	構成員	補助構成員																	
国	現地対策本部長 環境省副大臣／政務官 原子力規制委員会原子力規制庁地域安全総括官 内閣官房内閣参事官（安全保障、危機管理担当） その他指定行政機関代表者	合同対策協議会総括班責任者 合同対策協議会広報班責任者 合同対策協議会プラントチーム責任者 合同対策協議会放射線班責任者 合同対策協議会運営支援班責任者 原子力規制委員会原子力規制庁原子力規制事務所長 原子力防災専門官 その他現地対策本部要員																	
県	現地本部長 現地副本部長（総括担当） （住民生活・連絡調整担当） （広報・モニタリング担当） （医療・住民生活担当）	合同対策協議会総括班副責任者 （現地本部事務局長） 合同対策協議会広報班副責任者 （現地副本部長（広報・モニタリング担当）） 合同対策協議会放射線班副責任者 （現地本部モニタリング班長） 合同対策協議会医療班責任者（現地副本部長（医療・住民生活担当）） 合同対策協議会住民安全班責任者 （現地副本部長（住民生活・連絡調整担当））																	
関係機関	構成員	補助構成員																	
国	原子力災害現地対策本部長 原子力災害現地対策副本部長 内閣官房内閣参事官 その他指定行政機関代表者 他	合同対策協議会総括班責任者 合同対策協議会広報班責任者 合同対策協議会プラントチーム責任者 合同対策協議会放射線班責任者 合同対策協議会運営支援班責任者 原子力防災専門官 その他現地対策本部要員																	
県	現地本部長 現地副本部長（広報・モニタリング担当） 現地副本部長（住民生活・連絡調整担当） 現地副本部長（医療・住民生活担当）	現地本部事務局長 （合同対策協議会総括班副責任者） 現地本部住民生活班長 （合同対策協議会広報班副責任者） 現地本部モニタリング班長 （合同対策協議会放射線班副責任者） 現地本部警察班長 （合同対策協議会住民安全班副責任者） 現地本部事務局次長 （合同対策協議会運営支援班副責任者） その他現地本部要員																	

現 行	修 正 案	備 考
<p>について準備しておくものとする。</p>		
<p>④県警察本部長は、必要に応じ、警察庁及び東北管区警察局の指示・調整に基づき、県公安委員会を通じて全国都道府県警察に対して警察災害派遣隊の出動を要請するものとする。</p>	<p>④警察本部長は、必要に応じ、警察庁及び東北管区警察局の指示・調整に基づき、県公安委員会を通じて全国都道府県警察に対して警察災害派遣隊の出動を要請するものとする。</p>	<p>・意見 No.32</p>
<p>(2) 職員の派遣要請等</p>	<p>(2) 職員の派遣要請等</p>	
<p>①本部長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、また、内閣総理大臣に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めるとする。</p>	<p>①本部長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、また、内閣総理大臣に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めるとする。</p>	
<p>②本部長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるとする。</p>	<p>②本部長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるとする。</p>	
<p>(3) 防災関係機関等に対する協力要請</p>	<p>(3) 防災関係機関等に対する協力要請</p>	
<p>本部長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、地方公共団体その他の執行機関の長、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、必要な人員等の協力を要請するものとする。</p>	<p>本部長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、地方公共団体その他の執行機関の長、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、必要な人員等の協力を要請するものとする。</p>	
<p>6 関係市町への協力的体制</p>	<p>6 関係市町への協力的体制</p>	
<p>本部長（知事）は、関係市町長が災害対策本部を設置した場合においては、正確な情報を提供し、当該市町の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるよう協力するものとする。</p>	<p>本部長（知事）は、関係市町長が災害対策本部を設置した場合においては、正確な情報を提供し、当該市町の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるよう協力するものとする。</p>	
<p>7 自衛隊の派遣要請等</p>	<p>7 自衛隊の派遣要請等</p>	<p>・記載の適正化 ・記載の適正化 ・記載の適正化</p>
<p>知事は、原子力災害対策本部設置前において、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合又は市町村長から要請の要求があった場合は、直ちに派遣を要請するものとする。 また、原子力災害対策本部長又は知事は、自衛隊による支援の必要がなくなつたと認めるときには、速やかに自衛隊の部隊等の撤収を要請するものとする。</p>	<p>知事（本部長）は、国の原子力災害対策本部設置前において、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合又は市町村長から要請の要求があった場合は、直ちに派遣を要請するものとする。 また、知事は、自衛隊による支援の必要がなくなつたと認めるときには、速やかに自衛隊の部隊等の撤収を要請するものとする。</p>	
<p>8 原子力被災者生活支援チームとの連携</p>	<p>8 原子力被災者生活支援チームとの連携</p>	<p>・記載の適正化 ・記載の適正化</p>
<p>原子力災害対策本部長は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初動段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目的として、必要に応じ、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置す</p>	<p>国の原子力災害対策本部長は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初動段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目的として、必要に応じ、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チーム</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>ることとされている。</p> <p>県は、緊急避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。</p>	<p>を設置することとされている。</p> <p>県は、<u>初期対応段階における避難区域の住民避難完了後の段階において</u>、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化
<p>9 防災業務関係者の安全確保</p> <p>本部長は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図るものとする。</p>	<p>9 防災業務関係者の安全確保</p> <p>本部長は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図るものとする。</p>	
<p>(1) 防災業務関係者の安全確保方針</p> <p>本部長は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、<u>現地本部長及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理に配慮するものとする。</u></p> <p>また、二次災害発生の防止に万全を期すため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合は、<u>防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮するものとする。</u></p>	<p>(1) 防災業務関係者の安全確保方針</p> <p>本部長は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、<u>現地本部長及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮するものとする。</u></p> <p>また、二次災害発生の防止に万全を期すため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合は、<u>防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮するものとする。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化
<p>(2) 防護対策</p> <p>①現地本部長は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の<u>準備等必要な措置</u>を図るよう指示するものとする。</p>	<p>(2) 防護対策</p> <p>①現地本部長は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の<u>配備等必要な措置</u>を図るよう指示するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化
<p>②現地本部長は、関係市町やその他防災関係機関に対しても、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の<u>準備等必要な措置</u>を図るよう指示するものとする。</p> <p>③現地本部長は、防護資機材に不足が生じた場合、又は生じるおそれがある場合には、関係機関に対し原子力災害合同対策協議会の場などにおいて、防護資機材の調達を要請を行うものとする。</p>	<p>②現地本部長は、関係市町やその他防災関係機関に対しても、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の<u>配備等必要な措置</u>を図るよう指示するものとする。</p> <p>③現地本部長は、防護資機材に不足が生じた場合、又は生じるおそれがある場合には、関係機関に対し原子力災害合同対策協議会の場などにおいて、<u>防護資機材の確保に関する支援を依頼するものとする。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化
<p>(追加)</p> <p>(3) 防災業務関係者の被ばく管理</p>	<p>④現地本部長は、これらの指示及び依頼を行うにあたり、<u>緊急時モニタリングセンターその他の関係機関と連携し、実施するものとする。</u></p> <p>(3) 防災業務関係者の放射線防護</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化
<p>①防災業務関係者の被ばく管理については、表3-4-5「防災業務関係者の防護指標」に基づき行うものとする。</p>	<p>①防災業務関係者の被ばく管理については、表3-4-5「防災業務関係者の防護指標」に基づき行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・意見No.156
<p>②防災業務関係者の被ばく管理は、原則として各機関独自で行うものとし、県の</p>	<p>②防災業務関係者に<u>係る被ばく管理については、原則として各機関独自で行うも</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・文章との整合 ・意見No.68

現 行							
<p>防災業務関係者の被ばく管理を現地本部事務局が担うものとする。</p> <p>③ 県の現地本部事務局は、現地本部に被ばく管理を行う場所を設定し、必要に応じて除染等の医療措置を行うものとする。</p> <p>④ 県の現地本部事務局は、モニタリング班、医療班と緊密な連携のもと被ばく管理を行うものとする。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。</p> <p>⑤ 県は、さらに、被ばく管理の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、国（原子力緊急事態宣言発出後は、国の原子力災害現地対策本部等）に対し、緊急被ばく医療派遣チーム等の派遣要請を行うものとする。</p> <p>⑥ 県は、応急対策活動を行う県の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。</p> <p>⑦ 県は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、対策拠点施設等において、国、関係市町長及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。</p>							
<p>表 3-4-5 防災業務関係者の防護指標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>防災業務関係者の業務区分</th> <th>外部被ばくによる実効線量の上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害応急対策活動及び災害復旧活動を実施する場合</td> <td>5.0 mSv</td> </tr> <tr> <td>事故現場において緊急作業を実施する者が、災害の拡大の防止及び人命救助等緊急かつやむを得ない作業を実施する場合</td> <td>1.0 mSv 作業内容に応じて、必要がある場合 ・眼の水晶体について等価線量で 3.00 mSv ・皮膚について等価線量で 1 S v</td> </tr> </tbody> </table> <p>※この他詳細については、放射線業務従事者の線量限度の規定に準ずる</p>		防災業務関係者の業務区分	外部被ばくによる実効線量の上限	災害応急対策活動及び災害復旧活動を実施する場合	5.0 mSv	事故現場において緊急作業を実施する者が、災害の拡大の防止及び人命救助等緊急かつやむを得ない作業を実施する場合	1.0 mSv 作業内容に応じて、必要がある場合 ・眼の水晶体について等価線量で 3.00 mSv ・皮膚について等価線量で 1 S v
防災業務関係者の業務区分	外部被ばくによる実効線量の上限						
災害応急対策活動及び災害復旧活動を実施する場合	5.0 mSv						
事故現場において緊急作業を実施する者が、災害の拡大の防止及び人命救助等緊急かつやむを得ない作業を実施する場合	1.0 mSv 作業内容に応じて、必要がある場合 ・眼の水晶体について等価線量で 3.00 mSv ・皮膚について等価線量で 1 S v						

修 正 案							
<p>のとし、県の防災業務関係者の被ばく管理を現地本部事務局が担うものとする。</p> <p>③ 県の現地本部事務局は、現地本部に被ばく管理や放射線防護対応を行う場所を設け、必要に応じて除染等の医療措置を行うものとする。</p> <p>④ 県は、放射線防護要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、国（原子力緊急事態宣言発出後は、国の原子力災害現地対策本部等）に対し、緊急被ばく医療派遣チーム等の派遣要請を行うものとする。</p> <p>⑤ 県の現地本部事務局は、医療班、モニタリング班と緊密な連携のもと被ばく管理を行うものとし、この際、緊急時モニタリングセンター（EMC）や緊急被ばく医療派遣チームとも緊密な連携を行うこととする。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。</p> <p>⑥ 県は、応急対策活動を行う県の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。</p> <p>⑦ 県は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、対策拠点施設等において、国、関係市町長及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。</p>							
<p>表 3-4-5 防災業務関係者の防護指標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>防災業務関係者の業務区分</th> <th>線量の上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害応急対策活動及び災害復旧活動を実施する場合</td> <td>実効線量で5.0 mSv</td> </tr> <tr> <td>事故現場において緊急作業を実施する者が、災害の拡大の防止及び人命救助等緊急かつやむを得ない作業を実施する場合</td> <td>実効線量で1.00 mSv 等価線量については以下のとおり ・眼の水晶体について3.00 mSv ・皮膚について1 S v</td> </tr> </tbody> </table> <p>※この他詳細については、放射線業務従事者の線量限度の規定に準ずる</p>		防災業務関係者の業務区分	線量の上限	災害応急対策活動及び災害復旧活動を実施する場合	実効線量で5.0 mSv	事故現場において緊急作業を実施する者が、災害の拡大の防止及び人命救助等緊急かつやむを得ない作業を実施する場合	実効線量で1.00 mSv 等価線量については以下のとおり ・眼の水晶体について3.00 mSv ・皮膚について1 S v
防災業務関係者の業務区分	線量の上限						
災害応急対策活動及び災害復旧活動を実施する場合	実効線量で5.0 mSv						
事故現場において緊急作業を実施する者が、災害の拡大の防止及び人命救助等緊急かつやむを得ない作業を実施する場合	実効線量で1.00 mSv 等価線量については以下のとおり ・眼の水晶体について3.00 mSv ・皮膚について1 S v						

備 考

- ・記載の適正化
- ・記載位置の入替え
- ・記載の適正化
- ・記載位置の入替え
- ・EMC等との連携を規定
- ・意見 No.69

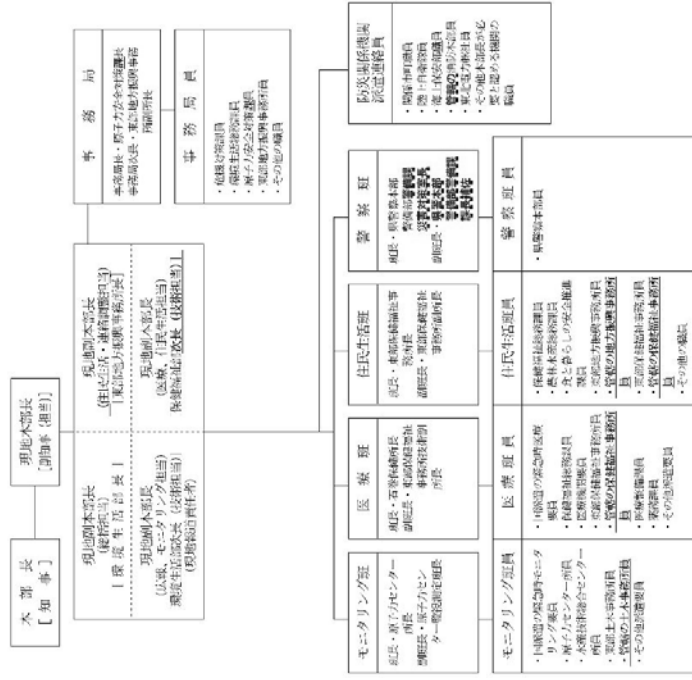
- ・表中の記載と列項目を整合
- ・記載の適正化
- ・記載の適正化

現行

修正案

備考

図3-4-2 県の現地本部の組織



・記載位置を移動

第5節 住民等への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

1 住民等への情報伝達活動

- (1) 迅速・的確な情報提供、広報

県は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対する情報提供、広

第5節 住民等への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

1 住民等への情報伝達活動

- (1) 迅速・的確な情報提供、広報

県は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対する情報提供、広

現 行	修 正 案	備 考
<p>報を迅速かつ的確に行うものとする。</p>	<p>報を迅速かつ的確に行うものとする。</p>	
<p>(2) 例文の準備、情報の一元化</p>	<p>(2) 情報の一元化、例文の活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化 ・意見 No.210 ・記載の適正化 ・文章中の順序を修正 ・意見 No.211
<p>県は、住民等への情報提供にあたっては国や関係市町と連携し、あらかじめわかりやすい例文を準備するとともに、情報の一元化を図り、情報の発信元を明確にすることをとする。 なお、住民等に対する広報及び指示伝達は、図3-5-1で示す系統図により行うものとする。</p>	<p>県は、(1)の住民等への情報提供にあたっては国や緊急事態応急対策実施区域を含む市町村と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、例文を活用し、わかりやすい表現を用いる。 なお、住民等に対する広報及び指示伝達は、図3-5-1で示す系統図により行うものとする。</p>	
<p>(3) 情報提供の定期性等</p>	<p>(3) 情報提供の定期性等</p>	
<p>県は、利用可能な様々な情報伝達手段を活用して繰り返し広報するよう努めるものとし、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。</p>	<p>県は、利用可能な様々な情報伝達手段を活用して繰り返し広報するよう努めるものとし、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。</p>	
<p>(4) 報道責任者の指定</p>	<p>(4) 報道責任者の指定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化 ・記載の簡素化 ・記載の適正化
<p>知事は、警戒本部、災害対策本部及び災害対策本部における報道責任者をあらかじめ定めておき、災害情報の発表に当たらせるものとする。 なお、知事（本部長）が必要と認めるときは、報道機関に要請の上、自らテレビ、ラジオ等を通じ直接県民に対して必要な呼び掛けを行うものとする。</p>	<p>県は、配備体制に合った報道責任者をあらかじめ定めおき、災害情報の発表に当たらせるものとする。 なお、知事（災害対策本部長）が必要と認めるときは、報道機関に要請の上、自らテレビ、ラジオ等を通じ直接県民に対して必要な呼び掛けを行うものとする。</p>	
<p>(5) 緊急放送による情報提供</p>	<p>(5) 緊急放送による情報提供</p>	
<p>知事（本部長）は、放射性物質の大量放出による影響が周辺地域に及び、又は及ぶおそれがある場合には、必要に応じ、テレビ、ラジオ等の報道機関に緊急放送の実施を要請し、住民に対して情報の提供を行うものとする。 また、関係市町長に対しては、必要に応じ、住民の行動に関する必要な事項の指示を行うほか、広報の実施に必要な情報を適時伝達するものとする。</p>	<p>知事（本部長）は、放射性物質の大量放出による影響が周辺地域に及び、又は及ぶおそれがある場合には、必要に応じ、テレビ、ラジオ等の報道機関に緊急放送の実施を要請し、住民に対して情報の提供を行うものとする。 また、関係市町長に対しては、必要に応じ、住民の行動に関する必要な事項の指示を行うほか、広報の実施に必要な情報を適時伝達するものとする。</p>	
<p>(6) 県内各市町村への情報提供等</p>	<p>(6) 県内各市町村への情報提供等</p>	
<p>知事（本部長）は、放射性物質の大量放出による影響が周辺地域に及び、又は及ぶおそれがある場合には、必要に応じ、宮城県防災行政無線等を用いて県内各市町村に対して情報の提供を行い、住民等の問い合わせに対して適切な対応を指示するものとする。</p>	<p>知事（本部長）は、放射性物質の大量放出による影響が周辺地域に及び、又は及ぶおそれがある場合には、必要に応じ、宮城県防災行政無線等を用いて県内各市町村に対して情報の提供を行い、住民等の問い合わせに対して適切な対応を指示するものとする。</p>	
<p>(7) 周辺海域への情報伝達等の要請</p>	<p>(7) 周辺海域への情報伝達等の要請</p>	
<p>知事（本部長）は、放射性物質の大量放出による影響が海上の船舶に及び、又は及ぶおそれがある場合には、宮城海上保安部長に対しその旨を通報するとともに、周辺海域の船舶に対する情報の提供及び必要な指示の伝達を要請するものとする。 また、宮城県漁業無線局（H25年度以降は福島県漁業無線局）に緊急通信の</p>	<p>知事（本部長）は、放射性物質の大量放出による影響が海上の船舶に及び、又は及ぶおそれがある場合には、宮城海上保安部長に対しその旨を通報するとともに、周辺海域の船舶に対する情報の提供及び必要な指示の伝達を要請するものとする。 また、<u>漁業無線局</u>に緊急通信の要請し、<u>周辺海域の漁船</u>に対して情報の</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業無線局変

現 行	修 正 案	備 考
<p>実施を要請し、周辺海域の漁船に対して情報の提供を行うものとする。</p> <p>(8) 隣接県等への情報提供等</p> <p>知事（本部長）は、放射性物質の大量放出による影響が周辺地域に及び、又は及ぶおそれがある場合には、必要に応じ、隣接県等に対して情報の提供を行い、住民等の問い合わせに対して適切な対応を要請するものとする。</p> <p>(9) 適切な情報の提供</p> <p>県は、<u>第4節（活動体制の確立）に定める役割に応じて周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、SPEEDIネットワークシステムによる放射能影響予測等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、県が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。なお、その際、民心の安定並びに災害時要援護者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとし、県が行う情報伝達事項は、おおむね次のとおりとする。</u></p> <p>① 事故の概要 ② 原子力発電所における対策状況 ③ 災害の現況及び今後の予測 ④ モニタリングの結果及び国による放射能影響予測等 ⑤ 県及び関係市町並びに国、防災関係機関の対策状況 ⑥ 農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況 ⑦ 住民等とのべき措置及び注意事項 ⑧ 交通規制、避難経路及び避難所 ⑨ その他必要と認める事項</p> <p>(10) 原子力災害合同対策協議会における確認</p> <p>県は、<u>原子力緊急事態宣言が発出された場合には、原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対して情報の公表、広報活動を行うものとする。その際、その内容について国の原子力災害対策本部、国の原子力災害現地対策本部、指定行政機関、関係市町、原子力事業者及び公共機関と相互に連絡をとりあうものとする。</u></p> <p>(11) 様々な情報伝達手段の活用</p> <p>県は、情報伝達に当たって、広報誌、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応え</p>	<p>提供を行うものとする。</p> <p>(8) 隣接県等への情報提供等</p> <p>知事（本部長）は、放射性物質の大量放出による影響が周辺地域に及び、又は及ぶおそれがある場合には、必要に応じ、隣接県等に対して情報の提供を行い、住民等の問い合わせに対して適切な対応を要請するものとする。</p> <p>(9) 適切な情報の提供</p> <p>県は、<u>周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況及びモニタリングの結果、また、気象予測及び放射性物質の大気中拡散予測（SPEEDIネットワークシステム）等の参考情報）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、県が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難所・避難場所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。なお、その際、民心の安定並びに要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとし、県が行う情報伝達事項は、おおむね次のとおりとする。</u></p> <p>① 事故の概要 ② 原子力災害に係る対応状況 ・ 原子力発電所における対応状況 ・ 県及び市町村並びに国、防災関係機関の対応状況 ③ 災害の状況及び今後の予測 ④ 住民等とのべき行動及び注意事項 ・ 交通規制、避難経路及び避難所・避難場所等 ・ 農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況 ⑤ その他必要と認める事項</p> <p>(10) 原子力災害合同対策協議会における確認</p> <p>県は、<u>原子力災害合同対策協議会等の場を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。その際、その内容について国の原子力災害対策本部、国の原子力災害現地対策本部、指定行政機関、関係市町、原子力事業者及び公共機関と相互に連絡をとりあうものとする。</u></p> <p>(11) 様々な情報伝達手段の活用</p> <p>県は、情報伝達に当たって、広報誌、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応え</p>	<p>更に伴う修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 記載の簡素化 ・ 記載の適正化 ・ 記載の適正化 ・ 記載の適正化 ・ 意見 No.89 <ul style="list-style-type: none"> ・ 記載事項の整理 ・ 記載の適正化 ・ 記載の適正化 ・ 記載の適正化 ・ 記載の適正化 ・ 意見 No.212 ・ 記載の適正化 ・ 記載の適正化 ・ 意見 No.213 ・ 意見 No.214 <ul style="list-style-type: none"> ・ 記載の適正化

現 行	修 正 案	備 考
<p>るため、インターネット等可能な限りのメディアを活用し、的確な情報を提供できよう努めるものとする。</p> <p>なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報は紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。</p> <p>2 住民等からの問い合わせに対する対応</p> <p>県は、国、関係機関、関係市町等と連携し、必要に応じ、緊急時には速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等の体制を確立するものとする。また、住民のニーズを見極めた上で情報の収集・整理・発信を行うものとする。</p> <p>3 関係市町の行う広報及び指示伝達</p> <p>(1) 住民等への広報</p> <p>関係市町長は、知事（本部長）の指示を受け、又は状況に応じ、あらかじめ定めるところにより住民等に対して次の事項について広報を行うものとする。</p> <p>① 災害の理況及び今後の予測 ② 関係市町及び県並びに国、防災関係機関の対策状況 ③ 地区（集落）別の住民のとりべき措置及び注意事項 ④ その他必要と認める事項</p> <p>(2) 情報の指示・伝達</p> <p>関係市町は、住民等に対し、防災行政無線、有線放送、広報車、立看板等からゆゆる広報手段を用いて必要な情報及び指示の伝達を行うものとする。</p> <p>なお、要員及び機材が不足する場合は、知事（本部長）に対し応援を要請することができるものとする。</p> <p>4 宮城海上保安部の行う広報及び指示伝達</p> <p>宮城海上保安部長は、知事（本部長）から1－（7）による通報及び要請があった場合は、船舶無線、監視船等により周辺海域の漁船等の船舶に対し必要な情報を提供するとともに、安全な海域への避難等を指示するものとする。</p> <p>5 その他の防災関係機関の行う広報</p> <p>防災関係機関が所管業務に係る対策のために行う広報のうち、情報の混乱防止</p>	<p>るため、インターネット等可能な限りのメディアを活用し、的確な情報を提供できよう努めるものとする。</p> <p>なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難所・避難場所等にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報は紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。</p> <p>2 住民等からの問い合わせに対する対応</p> <p>県は、国、関係機関、関係市町等と連携し、必要に応じ、緊急時には速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等の体制を確立するものとする。また、住民のニーズを見極めた上で情報の収集・整理・発信を行うものとする。</p> <p>3 関係市町の行う広報及び指示伝達</p> <p>(1) 住民等への広報</p> <p>関係市町長は、あらかじめ定めるところにより住民等に対して次の事項について広報を行うものとする。</p> <p>① 災害の状況及び今後の予測 ② 関係市町及び県並びに国、防災関係機関の対策状況 ③ 地区（行政区画）別の住民等のとりべき行動及び注意事項 ④ その他必要と認める事項</p> <p>(2) 情報の指示・伝達</p> <p>関係市町は、住民等に対し、防災行政無線、有線放送、エリメール、広報車、立看板等のあらゆる広報手段を用いて必要な情報及び指示の伝達を行うものとする。</p> <p>なお、要員及び機材が不足する場合は、知事（本部長）に対し応援を要請することができるものとする。</p> <p>4 宮城海上保安部の行う広報及び指示伝達</p> <p>宮城海上保安部長は、知事（本部長）から1－（7）による通報及び要請があった場合は、船舶無線、監視船等により周辺海域の漁船等の船舶に対し必要な情報を提供するとともに、安全な海域への避難等を指示するものとする。</p> <p>5 その他の防災関係機関の行う広報</p> <p>防災関係機関が所管業務に係る対策のために行う広報のうち、情報の混乱防止</p>	<p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・意見 No.215</p> <p>・意見 No.221</p> <p>・記載の適正化</p>

現 行

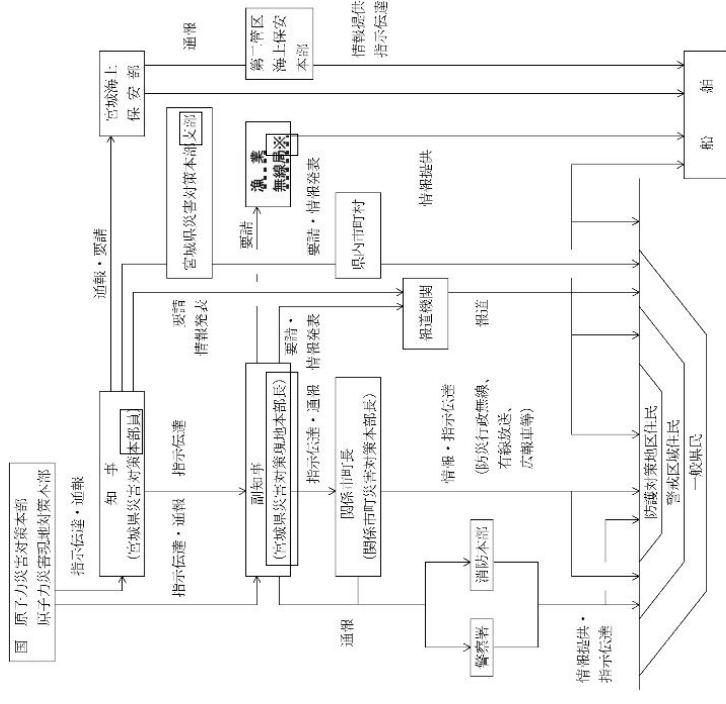
修 正 案

備 考

上必要なものについては、知事（本部長）及び原子力災害合同対策協議会と連絡調整の上行うものとする。

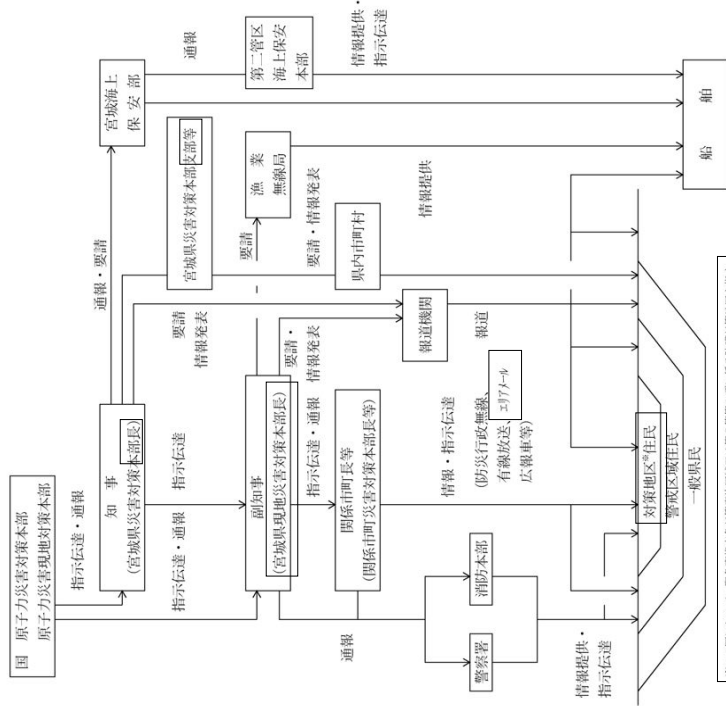
上必要なものについては、原子力災害合同対策協議会と連絡調整の上行うものとする。

図3-5-1 住民に対する広報及び指示伝達系統図



※H24年関東東電・福島県漁業復興部、H25年度以降、海産物復興課

図3-5-1 住民に対する広報及び指示伝達系統図



第6節 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

第6節 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

1 緊急時モニタリング実施体制

- ・項見出しの変更
- ・項見出しの変更
- ・号番号に変更
- ・意見No.216
- ・緊急事態区分による記載に

(1) 原子力事業者から事故発生等の通報があった場合の対応

1 初期対応段階の緊急時モニタリングの実施

①緊急時モニタリングの準備等

(1) 警戒事態等における対応

県は、原子力事業者から事故発生等の通報があった場合、平常時のモニタリングを強化し、結果をとりまとめ、原子力事業者、関係市町、防災関係機関等に連

県は、警戒事態（Alert）等に至った場合は、平常時のモニタリングを強化するとともに、緊急時モニタリングの準備を直ちに開始する。